別表第一の九十五の項の次に次のように加える。

九十五の二　特許庁	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）による同法第十二条第一項の弁理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十五の三　中小企業庁	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）による同法第十一条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百十四の二の項を百十四の三の項とし、百十四の項の次に次のように加える。

百十四の二　国土交通省	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による同法第三十二条の三第一項の安全統括管理者資格者証（同法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証をいう。）又は同法第三十二条の七第一項の運航管理者資格者証（同法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証をいう。）の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十八の項中「抹消登録」の下に「、同法第十条の二第一項の認定」を、「許可」の下に「、同法第七十一条の三第一項の認定、同法第七十八条第一項の運航管理者技能検定」を加え、「届出又は」を「届出、」に改め、「登録の抹消」の下に「又は同法第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明」を加え、同表の百十八の三の項中「よる」の下に「同法第二十一条第二項の登録、」を加え、同表の百二十の項の次に次のように加える。

百二十の二　原子力規制委員会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）による同法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状の交付、同項第一号の核燃料取扱主任者試験の実施、同条第三項の命令、同法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付、同項第一号の原子炉主任技術者試験の実施又は同条第三項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百二十一の項中「の交付」の下に「、同条第六項の命令」を加える。

別表第二中一の十一の項を一の十三の項とし、一の五の項から一の十の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の一の四の項中「別表第四の一の四の項」を「別表第四の一の六の項」に改め、同項を同表の一の六の項とし、同表の一の三の項中「別表第四の一の三の項」を「別表第四の一の五の項」に改め、同項を同表の一の五の項とし、同表中一の二の項を一の四の項とし、一の項を一の三の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施、同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集、同法第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答又は同法第百八十六条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）に関する事務のうち、同法第七十六条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の二　指定都市の長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施、同法第百五十九条第二項（同法第百六十三条において準用する場合を含む。）の実費弁償又は同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の三の二の項の次に次のように加える。

三の三　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会	構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項までの取上げ、同法第十一条第一項から第三項までの通知、同法第十三条第一項の認定の通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中一の五の項を一の六の項とし、一の二の項から一の四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　都道府県知事	一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、同法第九十四条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集、同法第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答、同法第百五十九条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の実費弁償又は同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）に関する事務のうち、同法第七十四条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の五の四の項中「（昭和二十四年法律第百四十七号）」を削り、同表の十の項中「又は」を「、同法第百二十二条第一項の計量士の登録又は」に改め、同表の十三の項中「（都道府県知事が行うものに限る。）」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を、「事務」の下に「（都道府県知事が行うものに限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

十三の二　都道府県知事	高圧ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務（都道府県知事が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの

別表第三の十六の項中「又は」を「、同条第四項の命令、」に、「書換え」を「再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施」に改める。

別表第四中一の十二の項を一の十四の項とし、一の二の項から一の十一の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項を一の三の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の補